

佐賀県訓令甲第1号

本 庁

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 佐賀県守衛服務規程（昭和50年佐賀県訓令甲第4号）
 - (2) 佐賀県守衛被服類貸与規程（平成18年佐賀県訓令甲第12号）
- 令和2年3月13日

佐賀県知事 山 口 祥 義

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。